

令和3年(2021年)3月25日提出

熊本市立高等学校学則の一部改正について

熊本市立高等学則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市立高等学校学則の一部を改正する規則

熊本市立高等学校学則(昭和41年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第8条、第9条、第10条及び第11条中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

第21条の次に次の1条を加える。

第21条の2 第15条、第17条から第18条の2まで、第20条及び前条の規定にかかわらず、これらの規定による手続をしようとする者が成年者であるときは、当該手続における保護者の署名は要しないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定については令和3年(2021年)4月1日から施行する。

(学校教育法施行規則の一部改正に伴う特例)

2 平成31年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に入学した生徒(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第91条の規定により平成31年4月1日以後に入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る改正前の熊本市立高等学校学則第8条・第9条・第10条・第11条の規定の適用については、同条中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な

探究の時間」とする。

(提出理由)

第8条、第9条、第10条及び第11条については、令和4年(2022年)4月1日に施行される学習指導要領によりそれまでの「総合的な学習の時間」が「総合的な探究の時間」へ改められることに伴い所要の改定を行う必要がある。なお学習指導要領が施行されるまでの間についても、学校教育法施行規則の附則(平成30年三月30日文科科学省令第一三号)により移行期間の措置として「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改めることとされているため、熊本市立高等学校も附則に記載することでこれに従うものとする。

第21条の2については、現在、高等学校学則では、未成年である生徒に係る入学・退学・休学・復学等の手続きの際に保護者の署名を求めているところであるが、民法改正で成人の年齢が18歳に引き下げられたことにより、これまで未成年者とされていた生徒は、その一部(誕生日を迎えた者)が成人とみなされることとなる。成年者については学校教育法第16条に規定される保護者は存在しないため、保護者の署名は不要となる。これまでも成年者が高等学校に在籍する可能性はあったものの、今回の改正により該当生徒も増加することになったため保護者にかかわる規定について成年者には適用されないことを明記するため所要の改定を行う必要がある。

これらのことから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教育委員会規則第6号)第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

## ○熊本市立高等学校学則 (昭和41年教育委員会規則第1号)

改正後 (案)	現行
<p>(教育課程)</p> <p>第8条 高等学校の教育課程は、高等学校学習指導要領の基準により校長が編成し、あらかじめ委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 卒業までに履修させる教科、科目及びその単位数並びに特別活動及びその授業日時数並びに総合的な<u>探究</u>の時間の授業時数及びその単位数に関する事項は、校長が定める。</p> <p>3 卒業までに修得させる単位数については校長が定める。</p> <p>(学習の評価)</p> <p>第9条 生徒の学習の評価については、高等学校学習指導要領に示されている各教科、科目の目標及び総合的な<u>探究</u>の時間のねらいを基準として、校長が定める。</p> <p>(単位の認定)</p> <p>第10条 校長は、生徒が学校所定の教科、科目を履修し、その成果が、教科、科目の目標から見て満足できると評価された場合には、単位の修得を認定する。</p> <p>2 校長は、生徒が総合的な学習の時間において所定の活動を行い、その成果が、総合的な<u>探究</u>の時間のねらいから見て満足できると評価された場合には、単位の修得を認定する。</p> <p>3 各教科・科目及び総合的な<u>探究</u>の時間の出席時数が総授業時数の3分の2以下の場合又はその評価が著しく不良な場合には、単位の修得を認定しないことができる。</p> <p>第11条 校長は、生徒が第8条第3項の規定によって定められた教科、科</p>	<p>(教育課程)</p> <p>第8条 高等学校の教育課程は、高等学校学習指導要領の基準により校長が編成し、あらかじめ委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 卒業までに履修させる教科、科目及びその単位数並びに特別活動及びその授業日時数並びに総合的な<u>学習</u>の時間の授業時数及びその単位数に関する事項は、校長が定める。</p> <p>3 卒業までに修得させる単位数については校長が定める。</p> <p>(学習の評価)</p> <p>第9条 生徒の学習の評価については、高等学校学習指導要領に示されている各教科、科目の目標及び総合的な<u>学習</u>の時間のねらいを基準として、校長が定める。</p> <p>(単位の認定)</p> <p>第10条 校長は、生徒が学校所定の教科、科目を履修し、その成果が、教科、科目の目標から見て満足できると評価された場合には、単位の修得を認定する。</p> <p>2 校長は、生徒が総合的な学習の時間において所定の活動を行い、その成果が、総合的な<u>学習</u>の時間のねらいから見て満足できると評価された場合には、単位の修得を認定する。</p> <p>3 各教科・科目及び総合的な<u>学習</u>の時間の出席時数が総授業時数の3分の2以下の場合又はその評価が著しく不良な場合には、単位の修得を認定しないことができる。</p> <p>第11条 校長は、生徒が第8条第3項の規定によって定められた教科、科</p>

目、総合的な探究の時間の単位を修得し、特別活動の成果がその目標から見て満足できると評価された場合には、高等学校の全課程を修了したことを認定する。

(入学手続)

第15条 入学を許可された者は、校長の定める日までに保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する者をいう。以下同じ。）及び保証人が連署した誓約書その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

(保証人)

第16条 保証人は、熊本市又は近隣の市町村に居住し、独立の生計を営む成年者で、学校に対して生徒に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。

2 生徒、保護者又は保証人は、保護者若しくは保証人が死亡し、若しくは保証人が前項に規定する要件を欠くに至ったとき、又は誓約書の記載事項に変更があったときは、速やかに校長に届け出なければならない。

(退学)

第17条 退学しようとする生徒は、その事由を明記し、保護者連署の上、校長に願い出なければならない。

2 校長は、その事由を適当と認めるときは、退学を許可するものとする。

(転学)

第18条 転学しようとする生徒は、その事由を明記し、保護者連署の上、校長に願い出なければならない。

2 転学しようとする生徒があるときは、校長は、その事由を明記し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付するものとする。

3 転学先の校長は、転学を適当と認め、かつ、教育上支障がない場合には、相当学年に転入を許可することができる。

4 前項の規定により転学を許可された者については第15条の規定を準用す

目、総合的な学習の時間の単位を修得し、特別活動の成果がその目標から見て満足できると評価された場合には、高等学校の全課程を修了したことを認定する。

(入学手続)

第15条 入学を許可された者は、校長の定める日までに保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する者をいう。以下同じ。）及び保証人が連署した誓約書その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

(保証人)

第16条 保証人は、熊本市又は近隣の市町村に居住し、独立の生計を営む成年者で、学校に対して生徒に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。

2 生徒、保護者又は保証人は、保護者若しくは保証人が死亡し、若しくは保証人が前項に規定する要件を欠くに至ったとき、又は誓約書の記載事項に変更があったときは、速やかに校長に届け出なければならない。

(退学)

第17条 退学しようとする生徒は、その事由を明記し、保護者連署の上、校長に願い出なければならない。

2 校長は、その事由を適当と認めるときは、退学を許可するものとする。

(転学)

第18条 転学しようとする生徒は、その事由を明記し、保護者連署の上、校長に願い出なければならない。

2 転学しようとする生徒があるときは、校長は、その事由を明記し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付するものとする。

3 転学先の校長は、転学を適当と認め、かつ、教育上支障がない場合には、相当学年に転入を許可することができる。

4 前項の規定により転学を許可された者については第15条の規定を準用す

る。

(留学)

第18条の2 外国の高等学校に留学しようとする者は、保護者連署の上、校長に願出なければならない。

- 2 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。
- 3 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。
- 4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(編入学)

第19条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学しようとする者は入学願その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

- 2 校長は前項の入学しようとする者について、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合には、入学を許可することができる。
- 3 前項の規定により入学を許可された者については、第15条の規定を準用する。

(休学)

第20条 病気その他やむを得ない事由により1月以上就学することができない生徒は、その事由及び期間を明記し、保護者連署のうえ、医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添えて、校長に休学を願出することができる。

- 2 校長は、その事由を適当と認めるときは、休学を許可するものとする。
- 3 休学の期間は、1月以上1年以内とする。ただし、校長が特に必要と認めるときは、休学の期間を満2年まで延長することができる。
- 4 校長は、休学の期間を満了し、なお復学できない生徒については、除籍する

る。

(留学)

第18条の2 外国の高等学校に留学しようとする者は、保護者連署の上、校長に願出なければならない。

- 2 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。
- 3 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。
- 4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(編入学)

第19条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学しようとする者は入学願その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

- 2 校長は前項の入学しようとする者について、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合には、入学を許可することができる。
- 3 前項の規定により入学を許可された者については、第15条の規定を準用する。

(休学)

第20条 病気その他やむを得ない事由により1月以上就学することができない生徒は、その事由及び期間を明記し、保護者連署のうえ、医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添えて、校長に休学を願出することができる。

- 2 校長は、その事由を適当と認めるときは、休学を許可するものとする。
- 3 休学の期間は、1月以上1年以内とする。ただし、校長が特に必要と認めるときは、休学の期間を満2年まで延長することができる。
- 4 校長は、休学の期間を満了し、なお復学できない生徒については、除籍する

ものとする。

第21条 休学中の生徒が復学しようとするときは、その事情及び期日を明記し、保護者連署の上、医師の診断書等その事情を証するに足る書類を添えて、校長に復学を願い出なければならない。

2 校長は、休学の事由が消滅したと認めるときは、相当学年に復学を許可するものとする。

(成年者に係る手続)

第21条の2 第15条、第17条から第18条の2まで、第20条及び前条の規定にかかわらず、これらの規定による手続をしようとする者が成年者であるときは、当該手続における保護者の署名は要しないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定については令和3年(2021年)4月1日から施行する。

(学校教育法施行規則の一部改正に伴う特例)

2 平成31年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に入学した生徒(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第91条の規定により平成31年4月1日以後に入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る改正前の熊本市立高等学校学則第8条・第9条・第10条・第11条の規定の適用については、同条中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探究の時間」とする。

ものとする。

第21条 休学中の生徒が復学しようとするときは、その事情及び期日を明記し、保護者連署の上、医師の診断書等その事情を証するに足る書類を添えて、校長に復学を願い出なければならない。

2 校長は、休学の事由が消滅したと認めるときは、相当学年に復学を許可するものとする。

【追加】